

協同金融 *FINANCE CO-OPERATIVE*

No.99 (2011年10月)

東日本大震災と協同組合

すでに被災地では、自らの復興に向けた取り組みが始まっている。宮城県では、みやぎ生協を中心に「食のみやぎ復興ネットワーク」を立ち上げ、農業生産基盤の復興・再生、新たな特産品づくり、地元食品産業を励ますための商品づくりに向けて、塩害対策として白菜やイチジクのプロジェクトなど29のプロジェクトがスタートしている。一過性の「応援・支援」というレベルでなく、協同システムによる地産地消・農工商連携のビジネスモデルとして実質化、発展することを期待したい。

岩手県の重茂漁協は自己資金を活用して早々と漁船の確保と協業化を図り、様々な漁業種の再開を着実にすすめている。参加・民主的運営、教育など、震災前からの日常的、原則に忠実な協同組合運動の展開で、いわゆる協同の「民度」が高いと言われる。いざという時「協同の底力」が発揮できるかどうか、日常的なコミュニティ力と協同のネットワーク力の強化を教訓としたい。

さて、協同組合は原発にどう向き合うのか。城南信用金庫では、「脱原発宣言」をして「節電プレミアム預金」などの商品を開発した。生活クラブ生協は風力発電事業参入を宣言。農協では、中国地方の山間地で小規模水力発電に歴史的に取り組んできた。「節電が最大の電力源」とするライフスタイルの見直し、自然との共生、循環型社会の形成を通じた「脱原発」の長期ビジョンに向けて、事業論も含めた協同組合セクターの役割に対する期待も大きくなっている。

被災地の復興について、財界や学者などから、「復興特区」構想において、「企業化」「集約化」「規制緩和」を全面に出して、農協、漁協の存在を排除するような論調が出ている。特に、TPP問題と絡めた意図的な分断、世論誘導の動きに注意しなければならない。山や里山、農地や河川・水路、海や漁港を共有財産（コモンズ）として、生活から労働までを支え合うなかで当然のように守ってきた自然と人間の共同体、自然と職業と暮らしの複合体としての自治共同体を壊すようなことを決してしてはならない。

来年は国際協同組合年である。協同の価値観、相互扶助の精神、協働システムを復興プランにどう反映させるか、それらを今後の安全・安心な社会づくりにいかにして埋め込んでいくのか、われわれ協同組合セクターの仕事である。

(社) J C 総研 松岡 公明

■本号の目次■

東日本大震災と協同組合（松岡公明）	1
◆時評◆東日本大震災と中小企業（鳥畑与一）	2
◆第102回研究会報告（2011.10.3）◆	5
大規模災害の復興対応と地域運営～東日本大震災復興への公的支援のあり方～（渡部喜智）	
◆会員の声◆「よろしくお祈りします」（伊吹勝之）	9
◆第103回研究会のお知らせ	10

2011年10月発行【編集・発行者】協同金融研究会（事務局長・小島正之）

〒102-0083 千代田区麹町3-2-6 麹町本多ビル4B 日本福祉サービス評価機構気付
電話&Fax 03-3262-2260

東日本大震災と中小企業

静岡大学教授 鳥畑 与一

「復旧 vs 復興」から見えてくるもの

「災害はそれに襲われた社会の断面を一瞬にして浮上させる」（内橋克人編『大震災のなかで』、岩波新書、2011年7月）という言葉のごとく、東日本大震災は、中小企業に対する日本社会の「真の断層」をも浮かび上がらせた。震災以降の異常円高のもとで、政府が真っ先に打ち出した円高対策は外貨準備を活用して輸出大企業の海外進出を促進しようというものであった。また被災企業の二重ローン問題対策として真っ先に打ち出したのは、ほとんどの被災中小企業を眼中におかない再生ファンドの活用案であった。政権交代という表層下で、大企業の利益擁護＝国益という発想しか持ちえない人々が政策形成の実権を握り続けている実相が浮き彫りになったのであり、経済危機克服策の中心に中小企業支援による雇用増進策を据え、大企業・富裕層には応分の負担を求める欧米との断層もまた鮮やかになったのである。

経団連等の創造的復興論に応えた東日本大震災復興構想会議の「単なる復旧ではなく未来志向の復興」という声も、この社会の断層を示したものであった。「単なる復旧」が否定されたことで、国の復興計画確定以前の被災地域の復旧・復興は、事実上停止状態に追いやられてしまった。そして「経済政策担当者に問われているのは、日本経済を震災前の状況に戻すことではなく、新たな発展経路に乗せることである」（内閣府『経済財政白書』、2011年）という意気込み通り、復興構想会議の『復興への提言』や具体化されていく政策は、経済特別区に象徴されるように「弱者切捨ての政治と経済の原理が闊歩」（内橋克人）したものばかりであった。

創造的復興論と中小企業

創造的復興論は、阪神淡路大震災での創造的復興の名の下でのインフラ特需を期待しつつ、日本経済の停滞がグローバル競争における日本企業の劣位の結果であり、少子高齢化社会の本格化や財政危機の深刻化のなかで日本経済の停滞を克服するには日本経済の効率化徹底やイノベーション推進以外にはないとする構造改革の推進機会として東日本大震災の復興を捉えるものであった。日本全体の活性化なくして地域経済の復興なしという一種のトリクルダウン理論であり、主客が転倒させられることで中小企業を主体とした復興政策が軽視されてしまうのである。

例えば経済同友会「東日本大震災からの復興についての考え方」（4月30日）は、「新しい日本を創生するというビジョンの下に、新しい東北を創生していく必要がある」として、①高齢化やグローバル化といった我が国がかねて直面する課題を解決する先進モデルとして、国際競争力ある国内外に誇れる広域経済圏の創生を目指す、②道州制の先行モデルをめざし、東北という地域が主体となって、地域としての最適化を図る、③税制・社会保障の一体改革

や成長戦略などの諸改革も復興計画と整合性のとれた形で遅滞なく実行すべきとしている。

創造的復興論においては、過疎化・高齢化する地域社会や収益性の低い中小零細企業は、生産性の低い淘汰されるべき部分とみなされる。限界集落化する地域コミュニティを維持する行政コストも非効率なものとして削減対象視され、漁港の集約や漁業の株式会社化など地域コミュニティそのものの集約・大規模化による効率化こそが地域社会の「活性化」を保障するものとされる。コミュニティそのものの淘汰・集約が目論まれるなかで、その担い手である地場産業（中小零細企業）の再生は優先的課題とはなりえないのである。

真の地域復興と地域金融の役割

しかし、自然災害からの復興はまず災害の被害からの回復でなければならない。地域社会の構成員主体の震災復興であるべきであり、そのためには地域社会の復活こそが基礎であり、地域社会の担い手一人ひとりの復興でなければならない。自然災害からの復興において、被災者全てに被災前の状態に戻る権利が保障されるべきであり、短期的な経済的効率性を基準にして救済の資格の是非を判断してはならない。

このような地域復興のためには、強者優先の経済政策（トリクルダウン型経済構造）から「小さすぎて潰せない」すなわち地域社会の最小単位である家族や中小零細企業を優先する経済政策（ボトムアップ型経済構造）への転換が必要なのであり、「地産地消」を支える「地金地消」の地域循環型の金融機能の強化が不可欠である。この地域循環型経済を支える金融機能の強化を考えたとき、地域金融機関とりわけ非営利の協同組織金融機関である信用金庫並びに信用組合の預貸率が50%前後であることが示すように、地域の金融資源が地域経済の中で循環しない歪みの是正が不可欠なのである。

二重ローン問題と協同組織金融機関

被災3県の商工会議所の調査によれば、津波被害地域で確認できた会員企業6142社中、全壊3344社、54.4%、半壊783社、12.7%の被害状況とされる。また帝国データバンクによれば、7月時点で被害甚大地域に本社のある企業5004社中2070社、41.4%が営業不能状態のままとされる。多くの中小企業が営業継続意思を持ちながら営業再開のめどが立てられない大きな要因が二重ローン問題である。中小企業庁の推計では津波被災地向けのローン合計は1兆3000億程度とされる。

被災企業向け融資の促進に向けて金融機能強化法改正による公的資金導入の容易化が図られた。しかし被災により会社資産、営業基盤、取引先、収益源等を失い、事業再開の見通しが立たないなかで既往債務に加えて新たな債務を負わなければ再スタートが切れない中小企業は、金融機関にとってもはや正常に「貸せる相手」ではない。借り手の既往債務の解消に焦点を当てた対策抜きの公的資本増強策は、復興に向けた信用供給拡大には結びつかないばかりか、金融機関の不良債権処理を促すだけとも言える。

復旧の停滞と既往債務の重荷による新規借入の困難が明らかになるなかで、二重ローン問題の解決が不可避であるという「共通合意」が形成されてきた。しかし政府・民主党の方針は、一貫して被災企業を経済的基準で選別淘汰するものであり、多くの被災企業を切り捨て

るものであった。日弁連の平成の徳政令の提起や野党の努力で当初の再生ファンド案を断念に追い込み、債権買取り機関である「産業復興機構」創設にまで政府に譲歩させたことは成果であったが、10月によりやくスタートした岩手県復興再生機構の500億円という出資規模、そして再生可能と判断され金融機関が新規融資の約束を行った企業のみを救済対象とする枠組みは、「生業を営む小規模企業者も含め、事業の再開や事業再生の相談に幅広く対応する」産業復興相談センターの設立にも係わらず、被災中小企業を選別淘汰していくものといわざるを得ない。

非営利の金融の発展こそが地域再生の要

地域循環型の地域社会再生に向けた二重ローン問題解決の枠組みは、第1に東日本大震災の被災企業・個人の営業権や幸福追求権を基礎にした平等原則を貫くことが重要である。再生の見込みといった現時点で判断困難な要件を条件化するのではなく、再生の意欲がある企業や事業に対して等しくチャンスが与えられるべきである。第2に、担保価値を喪失した債務については、企業規模にかかわらず公的買入れ機関による簿価での一括の買入れを行い、その返済を凍結し、事業再生に成功した場合に減額・免除を行うこととすべきである。第3に金融機関に対しては債権買取り機関に債権を売却することで回収した資金は、当該の借り手に対する新規融資を行わせることを義務化すべきである。

このような政策の大きな障害が、新自由主義に基づいた古い政策の枠組みである。モラルハザード論そして私有財産制を根拠にした自己責任原則論が依然として支配的であり、そのもとで民間金融機関ベースの対応策に終始しているのである。しかし、現実には古い政策の根本的転換を求めている。例えば、再生可能性の厳格な審査抜きで貸出は一律に杜撰な貸出であろうか？同じ不良債権比率10%の発生でも、通常時の貸出件数中の10%が不良債権化する場合と、被災時のこのまま放置すれば100%再生できない場合の貸出で90%の企業が再生したけれど10%は無理だったという場合では、その意味がまったく異なるのである。市場原理への固執が逆に被害を拡大するというのが、サブプライム金融危機以降の世界的教訓なのである。政府の役割は復興に向けて地域金融の機能を支援することであり、このためにも改正金融機能強化法の公的資金の返済免除要件を中小零細企業への貸出増加額や被災企業の再生実現率など地域社会の再生・活性化に対する貢献度に変更されなければならない。

そして地域再生における金融の担い手は、営利を目的としないがゆえに長期的な視点での貸出を行うことができる、そして地域に密着した存在であるがゆえに企業再生と地域社会の発展と運命を共にしている協同組織金融機関でなければならない。焼畑農業のように収益最優先で世界を飛び回るマネーではなく、その地域以外では「生きていけない」マネー、借り手から奪うのではなく借り手を育てることでしか増殖し得ないマネーこそが地域復興の要なのであり、そのマネーを体現しているのが協同組織金融機関に他ならない。非営利の社会的責任を重視したソーシャルビジネスへの期待が高まる中、協同組織金融機関の原点が今、社会の最先端に立ちつつあるのではないだろうか。



大規模災害の復興対応と地域運営 ～東日本大震災復興への公的支援のあり方～

わとなべ のぶとも
農林中金総合研究所 渡部 喜智

3月11日の東日本大震災の発災と、それに伴う福島第一原発の事故から8カ月目を迎えた。突然の災害により、生活や地域の基盤が崩壊する恐ろしさ、悲しさ、無念さは余りある。持続する志を持って災害被災者を支援する「共助」＝助け合いが今こそ求められているが、それとともに、大規模災害においては、「公助」＝被災者への国等による公的支援が不可欠である。公的支援がどのような法的な考え方や法制の仕組みによって対応しうるのか、また、どのような点が論点や課題となるのかを、東日本大震災を踏まえ考えることしたい。

被災者への公的支援の法的な考え方

国による個人財産への補償的措置は、①国・公務員の違法・有過失があり損害を加えた場合の「賠償」（憲法第17条、および国家賠償法が根拠）と、②財産権の制限や公共目的への使用（憲法第29条第3項が根拠）の場合の「補償」以外に規定されていない。従って、国が災害に伴う損失補償を行うことについて通説は否定的だ。これに沿い、国は災害に伴う財産的損失の補償と見なされるような支援策を行わないという基本姿勢を取ってきた。

しかし、被災者への公的支援策は、憲法25条2項の「生存権(社会権)」に基づく「生活保障論」の考え方に立って推進できるものと考えられる。わが国は災害大国であり、国（行政府と立法府）の被災者支援の立法と政策推進の責務は重いと、認識されるべきだろう。

災害法制と今回大震災の対応

次に、現状の災害法制のもとでの、今回大震災への公的支援の対応状況や問題点・課題について述べたい。第1表は、災害対策基本法を基本法とする現在の災害法制を、「応急的救助」、「地域基盤再建」、「個人の生活支援」に分けて見たものである。発災後の段階・経過や対象により、個別法によって支援対応されるようになっている。なお、このほか、今回大震災においてはいくつかの特例法が成立している。

まず、応急的救助では、災害救助法による対応が中心となる。今回大震災では、避難所の民間宿泊施設活用や仮設住宅の民間賃貸住宅利用を認めたことは評価される。しかし、阪神・淡路大震災の事例でも指摘されたことであるが、遠い、不便、などの理由から不人気の仮設住宅物件も多い。単に仮設住宅を作ることを目的とせず、恒久住宅対策にリンクさせることが大規模災害においては必要であることを示している。

また、地域基盤再建では、各種インフラの復旧工事、生業・地場産業の再生支援、町づくりなどの事業が早期に行われる必要がある。小型漁船の共同購入や商店街協同事業、雇用対策支援事業など実行されている施策もあるが、今回大震災では対応の遅さが指摘されることも多い。近代以降、未曾有の震災規模だったことに加え、原発事故が併発したことは斟酌しなければならないが、道路や港湾施設などインフラの復旧工事が進んでいないところが少なくないようである。

農林漁業を含む生業や中小零細の地場産業について、被災の個別損失への補償的支援は前述したように基本的に困難である。よって、知恵をしぼることが大切となる。二重債務対策では公的な「復興ファンド」による債権買取りや事業者向け債権の株式化等の金融的措置があげられる。また、諸施設の長期リース・賃貸制度、協同（共同）化事業・共同施設への公的支援の強化、および税制優遇・利子助成の拡充を組み合わせることが必要でないか、

と思われる。

第1表 主な災害対策法制の概要

対象・目的	法律	主内容	適用条件等
基本法	災害対策基本法 (1961年公布)	基本法として、国、地方公共団体の防災対策に関する責務、防災組織、災害対策本部、防災計画のほか、諸自治体等の応急措置や諸規制と、財政措置を含む災害復旧の諸対応などについて規定	
応急的救助	災害救助法 (1947年公布)	避難所設置、炊き出し・飲用水供給、被服・寝具等の給・貸与、救護医療、生業に必要な資金・器具等の給与または貸与、災害からの救出・死体捜索、死体処理・埋葬、学用品支給、仮設住宅供与などを、知事が法定受託事務として実施。 *東日本大震災に伴い民間賃貸住宅、民間宿泊施設等を避難所として活用する旨、通知	施行令で定める一定規模の災害発生が発動要件
	廃棄物処理法 (1970年公布)	市町村の災害廃棄物の処理責任と国庫補助を規定(基本は半分が自治体負担) *東日本大震災では自治体負担の全額地方債発行を認め、元利金の100%を交付税措置。	
地域基盤再建	激甚災害法 (1962年公布)	激甚災害指定の自治体の災害復旧事業への国庫負担嵩上げ、中小企業への保証特例等の財政特例措置を定める。	施行令による激甚災害指定が前提
	*公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 *農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置法 *公営住宅法 (1951年公布)	国庫が負担する災害復旧の基本的な対象、国庫負担(補助)率などを規定 住宅喪失した低所得者等へ補助率嵩上げ等や家賃低廉化により公営住宅の供給・利用を促進 なお、要綱事業として、「小規模住宅地区等改良事業」があり、不良住宅の買収除却、改良住宅(公営の長屋・共同住宅が原則)建設等に国の補助がある。	
	防災集団移転促進法 (1972年公布)	自然災害の発生地域または災害危険区域のうち、集団移転を行うに当たり国の財政特例措置(補助=3/4)を定める。	
生活支援	被災者生活再建支援法 (1998年公布)	07年11月改正で経費方式・所得制限をやめ、住宅再建で最高300万円、大規模半壊の補修で同150万円を渡し切り方式で支給する形へ変更。 (財)都道府県会館が被災者生活再建支援法人として都道府県からの拠出金と国からの補助金を管理し、支給手続事務を実施。	災害救助法の適用地域
	*災害弔意金支給法 (1973年公布)	死亡者(限度500万円)、障害者への見舞金(限度250万円)の支給、および災害救護資金の貸付。	
	災害減免法 (1947年公布)	住宅等の損害が時価の1/2以上で所得1,000万円以下の場合、所得税の減免措置。震災損失がある法人は2年間遡り繰戻し還付が可能、等規定。	施行令で定める一定規模の災害発生が発動要件

筆者作成 (注)法律名は略称である。

住宅の再建支援とも関係するところであるが、今回大震災では津波浸水地域の防災集団移転事業が多く自治体の復興計画に盛り込まれた。防災集団移転事業は、国の補助率は通常3/4だが、残りの1/4の起債充当率は90%で、そのうち80%が交付税措置され、かつ起債非充当の10%の50%についても交付税措置される。よって、自治体のトータルの実質負担は5%強となる。しかし、今回大震災の防災集団移転事業の事業費は膨大であり、5%の負担でも財政規模に比して非常に大きなものとなる。果たして、どこまで地元自治体の実質負担が軽減されるのか、現状のところ予断を許さない。

生活支援では、住宅の再建支援が重要な施策となる。被災者生活再建支援法は2度の改正を経て、現在は所得制限が無くなり「渡し切り」方式で、全壊の住宅再建で最高300万円、大規模半壊では同150万円を現金支給する形へ変更となった。しかし、地震保険加入者であっても新たな住宅再建の負担は重いのが実情であり、今回大震災では、義援金や復興(災害対

策) 基金の世帯当たり支給がどうしても薄くなるのが避けられない。後述の復興基金からの支援により、どれだけの上乘せが出来るのか、注目したい。

復興基金の活用と課題

国サイドの、災害に伴う財産的損失について補償と見なされるような支援策を行わないという基本姿勢は強い。このため、被災者支援のすき間を埋めるため、雲仙岳火山災害以来、大規模災害において「復興基金」が設置され、公的支援を補完してきた。

しかし、超低金利のもとで、運用収益を積み上げることで財源を造成する復興基金の運営は非常に困難となっている。以上のような状況も鑑み、政府は特別交付税を財源とする取崩し型基金で対応することを決定した。今後も、前例にとらわれることなく、復興基金への財源支援を中心に国が基金事業へ強く関っていくことが必要であり、地元の要望、被災者の支援の重要度を汲み上げながら、二重債務対策や農林漁業を含む生業支援など活用されることを期待したい。

復興事業費の上振れ濃厚

「東日本大震災復興基本法」が11年6月に成立し、復興構想会議の提言を踏まえ「復興基本方針」が7月29日に決定された。政府は、同方針で示された「10年間の復興事業費を少なくとも23兆円」とする想定に基づき、臨時増税や税外収入など返済財源の論議を進めている。

一方、宮城県と岩手県では復興（基本）計画の策定を終え、両県の市町村では復興計画策定を終えたところも多い。また、福島県は11年内中の策定を目指し作業を進めている。

問題は、復興事業費が、前述の政府の想定を大きく上回る可能性が強まってきたことである。宮城県の見込みは12.83兆円、また新聞報道ベースの数字だと、岩手県が8.0兆円、福島県が10.0兆円以上という。以上3県の合計だけでも、31兆円程度となる(第2表)。ただし、県・市町村の復興計画は、「復興基本法」の中などで、法的根拠を有しておらず、その財源手当ては何ら保証されるものではない。福島県等の原発事故対応費用やその他地域の復興事業を含めれば、さらに復興事業費は上積みされるだろう。このため、先行き復興財源確保のやり直しや復興計画（事業）の見直し・繰り延べの話が出かない。復興事業の進捗（スピード）にも影響することが懸念される。

第2表 被災地3県の復興費用想定

項目	計画期間	金額 (兆円)
岩手県	11～18年度	8.00
宮城県	11～20年度	12.83
福島県	11～20年度	10.00
合計		30.83

各県ホームページ、新聞報道より作成

被災地の財源負担への配慮が重要

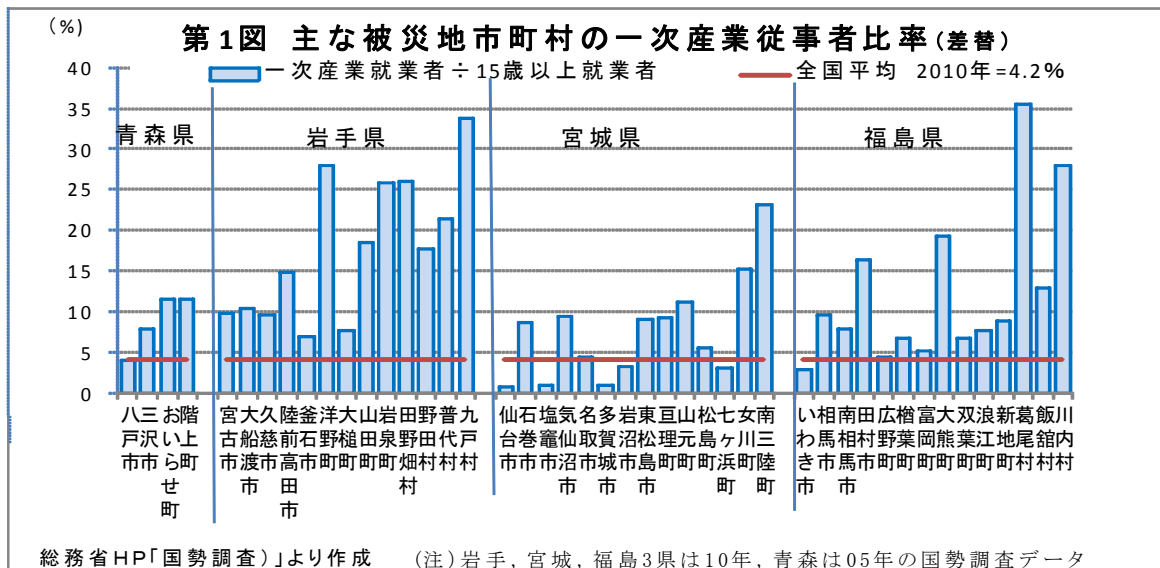
今回大震災の被災地自治体は、人口減少と高齢化が同時進行している市町村が多いとともに、第一次産業とそれに関連する産業の就業者比率が高く地域の経済・産業のベースとなっている(第1図)。第一次産業の再生は地域再建の要であり、将来の地域維持の観点からも重要なテーマである。逆に第一次産業とその周辺の加工・流通関連産業の復興の遅れは、地域衰退の要因となりかねず、就業機会の減少と就業意欲の減退などにより、長期的に見て様々な社会保障費用を増大させることが懸念される。

一方、被災地自治体の多くは財政力が弱い。自主財源(基準財政収入)÷基準財政需要(標準的行政サービスを行う場合の財政支出)＝「財政力指数」から見ると、原発等の大規模発電所立地自治体や仙台市などを除き、全国平均(09年度:0.55)を下回る自治体が多い。自主財源が乏しく、通常の自治体財政でも地方交付税に財源を依存している。それは県レベルでも同様である。少なからずとは言え、復興事業費の一部を自主財源により負担し、復興事業を早期かつ十全に進めることは困難であると思われる。

これらの地域特性を前提に、復興事業の推進を国が前面に立ち後押し、かつ可能な限り財政負担することが強く望まれる。また、復興事業の多くが補助事業により行われる弊害も指摘されることから、使途制限のない一括交付金による国の財源支援も用意されるべきと思われる。

原発事故の補償について

以上は、災害の被災者に対する公的支援の問題を述べたが、それと原発事故に伴う損害の賠償・補償は全く異なる事象である。すなわち、原発事故により被った損害は、適時・適切に賠償・補償されなくてはならない。それが民主国家のルールである。



ただし、原発事故の賠償・補償の対応の根拠となる法律には問題・不備がある。それは、「原子力損害賠償法」の4条1項(責任集中原則)や23条(国に対する適用除外)の規定により、国家賠償法が原発事故には適用されないという解釈が有力なことである。前述の法解釈を前提にすると、被害者が直接、国へ原発事故の損害賠償を請求をする権利は微妙なものとなる。したがって、現状は「原子力賠償支援法」および「原子力賠償支援機構法」に基づき、国の指導徹底のもと、東電に誠実に賠償を履行させることが次善的選択と言われる。これは、有力な弁護士である久保利英明氏もインタビュー(月刊『FACTA』10月号)で語っており、国会等でも論議されるべき問題であると思われる。また、原子力損害賠償法が前述のような解釈であれば尚更に、国には、東電の賠償・補償の内容・水準・支払われ方を十全にチェックし、かつ指導することが切に求められる。

(11. 10. 14 現在)



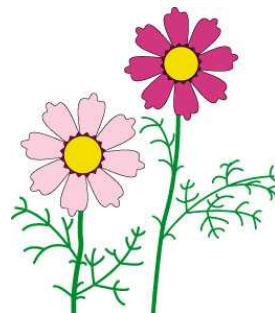
よろしくお願ひします

(社)全国労働金庫協会 伊吹 勝之

思いもかけず事務局から「会員の声」への原稿を依頼された。あまり深く考えることもなくお引き受けしたが、これまで掲載されたものを幾つか読ませていただき愕然とした。協同組織金融に対する深い知見を披瀝されている方、協同組織金融人はいかにあるべきかその生き様を示されている方……。とてもじゃないが、このような高邁なものは書けるはずもない。いやな汗が背中を伝わった。しかし、ここでお断りしては事務局に多大なご迷惑をおかけすることになり、生来の小心者である私は二度と研究会に顔を出すことができなくなるような気がした。埋草程度のものであれば何とかかなと気を取り直してキーボードをたたいている次第である。

労働金庫における私の本籍は北海道労働金庫である。2005年4月に労働金庫協会に出向（晴天の霹靂であったが）を命じられ人事関係の業務に携った。その後、労働金庫の全国統合に向けた事務局に席を移したが、合併が延期となったため現在のセクションに異動してきた。研究会の門をたたくことにしたのは現在の業務との関連もあるが、協同組合について自分なりに突き詰めた勉強をしてみたいという欲求によるところが大きい。協同組織金融機関に職を得て30年を超える今になって改めて勉強をしたいなどと、一体今まで何をやってきたのだと言われそうだが、50の手習いである。

研究会では私は当然最年長の部類であり、大多数を占めているであろう若人達が松下村塾の塾生のごとく協同組合の将来について熱く語り合うイメージを想像していたが、出席して驚いた。年齢のことを言っただけで大変失礼なのだが、居並ぶ面々には私より先輩と思われる方がかなりいらっしやるのである。イメージとのギャップ調整が終わらないうちに開会となり自己紹介、研究会の運営等について議事が進行していく中で再び驚いた。諸先輩は大変熱いのである。協同組合を語る時瞳はらんらんと輝き言葉は奔流のごとく流れ出てとどまるところを知らず、その気合たるや真剣勝負に臨む侍を彷彿とさせた。私などは年だけくった漬垂れ小僧のごとき存在であった。目は開いていたがほとんど気絶した状態のまま閉会となった。その後マンションに戻って今日の出来事を振り返ったとき、嬉しさがこみ上げてきた。協同組合には年齢、性別に関係なく人を夢中にさせる何かがあるのだと思った。この研究会の門をたたいたのは間違いではなかった。私には他の方々にご披露できるような知識も経験も乏しいので当分色々なものをいただくばかりであろうが、いつか少しでもお返しができるように研鑽を重ねたいと思う。そういう厚かましが協同組合では許されるのだと勝手に解釈している。



◆研究会のお知らせ◆

第 103 回協同金融研究会のお知らせ

東日本大震災の発生から既に7ヶ月余を経ましたが、被災地の状況は未だ課題山積というのが現状のようです。過去2回の定例研究会では被災地での被害の状況と復旧・復興に向けた取り組み、また自治体における取り組みの課題などについてご報告をいただき、意見交換を行ってまいりました。

政権も野田内閣へと変わり、復興に向けた具体的な取り組みが期待されますが、欧米における金融・財政不安や経済不安はより深刻の度を増しており、日本の経済も円高のもとで先行きに大きな不安を抱えているのが現状だと思います。野田政権の打ち出している社会保障や年金改革と増税、対外的にはTPPへの参加など、勤労者や中小企業者、農林漁業者をはじめとした多くの国民の生活に具体的にどのような影響が出るのか、被災地の復興の課題と併せて心配の種は尽きません。

今回の研究会では、中央大学の高田太久吉先生に、欧州の金融危機の現状と背景、それが日本に及ぼす影響についてご報告いただき、参加者の皆さんと議論を深めていきたいと思っております。

皆様の積極的なご参加とご討議をいただきたく、ご案内申し上げます。

記

1. 開催日：2011年11月24日（木）午後6時30分～8時30分
2. テーマ：**欧州の金融危機と日本への影響**（仮題）
3. 報告者：**高田 太久吉 氏**（中央大学 教授）
4. 会場：主婦会館プラザエフ5階会議室（JR四ッ谷駅麴町口下車徒歩約1分）
5. 参加費：1人1,000円
6. 申込：FAXまたはe-mailで、**11月18日（金）まで**に、下記事務局にお申し込みください。

協同金融研究会 事務局（担当：笹野、小島）

【FAX】03-3262-2260 【e-mail】sasanotn@nifty.com

★2011年度の会費の納入を！ 新規の会員加入のすすめを！！★

協同金融研究会は皆様の会費で維持されています。2011年度の会費をまだお振り込みでない方は会費のお振り込みをお願いします。また、周りの方に会員へのおすすめをしてください。事務局にご連絡いただければ、資料をお送りします。

個人会費は3000円、賛助会費は1口1万円です。お振込みは下記をお願いします。

<ゆうちょ銀行口座> 〇一九店（当座）0012199

*「振込用紙」をご利用の場合の口座番号は<00170-4-12199>です。

<労金口座> 中央労働金庫・西新宿支店（普通）9889872

*口座名義はいずれも「協同金融研究会（キョウトウケンギョウカイ）」です。